skillur

## DC プランナーのためのスキルアップ塾①

「スキルアップ公的年金」

# 2020年度の公的年金に 関する改正ポイント

2020年5月29日に国会で成立し、6月5日に交付された年金 制度改正法「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一 部を改正する法律」には、公的年金の改正事項が盛り込まれてい ます。働き方の多様化と長期化する高齢期という今後の社会経 済の変化に対応したものが多く含まれ、個人の働き方や老後の生 活設計と共に事業主にとっても重要な項目が盛り込まれています。 今回は、公的年金のポイントとなる改正点を解説します。



TIMコンサルティング 社会保険労務士

### 原 佳奈子(はらかなこ)

プロフィール/年金・社会保障制度やライフプランに 関する講演・執筆を行うほか、幅広い業界で研修企画・ 教育体系構築支援などに多数携わる。1級企業年 金総合プランナー、社会保険労務士、1級FP技能士 (CFP®)。著書に『公的年金ガイドブック』(金融財政事 情研究会)、編著書に『社労士さんに聞いた年金と老後 とお金の話』(中央経済社)ほか。

#### ●社会保険 (厚生年金・健康保険)の 適用拡大

社会保険の適用拡大の意義について は、「被用者にふさわしい保障の実現」、 「働き方や雇用の選択を歪めない制度の 構築」、「社会保障の機能強化」とされ、事 業主に雇われて働いている労働者に対し ては、できるだけ等しく社会保険(厚生年 金保険・健康保険)を適用していこうとす るものです。特に、短時間労働者の保障 を厚くするということに重点が置かれ、こ れまで幾度かの改正が行われてきました。 現在は、週20時間以上30時間未満で働 く短時間労働者が一定要件の下、厚生年 金に加入するのは、従業員501人以上の 企業となっています。なお、500人以下の 企業も労使合意に基づいて任意で適用拡 大することは可能となっています。

今回の改正法では、企業規模要件に ついて、2022年10月に100人超の企業、 2024年10月には50人超の企業まで段階 的に引き下げられます。厚生年金保険料 の負担は労使折半なので、適用拡大によ り、事業主の負担が増加します。特に、中 小企業に対しては、補助金や助成金など の支援の検討が必要となるでしょう。

社会保険に加入することで、労働者個 人には多くのメリットがあります。老後には 老齢基礎年金に加えて報酬比例の老齢 厚生年金を受け取ることができ、万一のリ スクに備えて、厚生年金には障害厚生年金 や遺族厚生年金といった保障もあります。 健康保険にも加入することになるので、病 気や怪我、出産時に仕事を休まなければ ならないときの所得保障として傷病手当 金や出産手当金といった独自の給付もあり

また、社会保険適用拡大を進めていく と、基礎年金の財政に影響を与え所得代 替率が上昇します。これは、適用拡大によ って国民年金の第1号被保険者が減少す るため、第1号被保険者1人当たりの国民 年金の積立金が増加し、将来の基礎年金 の給付水準を支える効果も大きくなるから です。適用拡大は、将来の年金受給者全 体に関わる重要な施策になります。公的 年金制度を長期にわたって給付の十分性 を考慮しながら持続可能なものとしていく ためにも、適用拡大をさらに進めることは 重要な意味を持つものであると言えます。

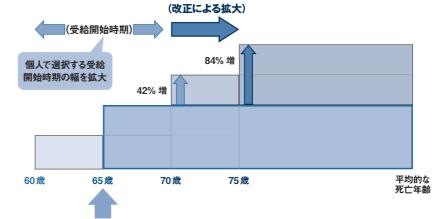
なお上記のほかに、個人事業所の厚生 年金の適用について約70年ぶりに対象業 種の一部見直しが行われました。改正法 により、これまで非適用業種であった弁護 士・税理士・社会保険労務士等の法律・ 会計事務を取り扱う士業について、個人 事業所でも常時5人以上の従業員を使用 していれば、適用事業所になります(2022 年10月)。

#### ●受給開始時期の選択肢の拡大

公的年金の受給開始は原則65歳です。 しかし、年金の繰り上げ制度や繰り下げ制 度を活用すれば、個人ごとに60歳から70 歳までの間で受給開始時期を選択するこ とができます。改正法では、2022年4月か ら、年金の受給開始時期に関して、現行の 60歳~70歳から60歳~75歳へと選択 肢の幅が拡大されます。つまり、就労状況 等に合わせて個人が年金の受給開始時期 をより幅広く選択できるよう、年金の繰り下 げ受給の上限年齢を「70歳」から「75歳」 へ拡大されることになります。なお、1月当 たりの繰り下げ増額率は0.7%と現行と同 じです。一方、繰り上げ減額率は0.4%(現 行0.5%)に変更される予定です。

公的年金は、他の社会保険(健康保険、 介護保険、雇用保険、労災保険)と同様、

#### 図表 1 受給開始時期の選択肢の拡大(繰り上げ・繰り下げの改正)



(支給開始年齢:引き上げは行わない)

リスクに備える保険制度です。障害年金 や遺族年金もありますが、平均寿命が延 びるなか、特に老齢年金は終身年金であ ることから、長生きリスクに備えたものであ ると言えます。健康に気を配りながら、可 能であれば少しでも長い期間働き、公的年 金は繰り下げを活用して給付に厚みを持 たせるなどの方法も考えられます。

しかしながら、現在の繰り下げ利用率 は低い状況です。理由としては、65歳前 に特別支給の老齢厚生年金を受給できる 場合は、65歳時点に繰り下げを選択する のは心理的に難しいということや、繰り下 げすると加給年金や振替加算なども待期 期間中は支給されないということなどがよ く挙げられます。これに対しては、年金支 給が65歳からとなる世代に対して、また、 共働きが主流で生年月日からも加算が付 かない人が多くなる将来世代に対して、就 労の長期化と合わせて、長生きリスクに備 える手段として、繰り下げ制度については よりいっそう正確な周知を進めることが必 要になるでしょう。

●在職老齢年金の見直しと

在職定時改定の導入

2024年

10月

在職老齢年金については、65歳以降の 在職老齢年金(高在老)の見直しは見送ら れ、60~64歳に支給される特別支給の 老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金 (低在老)について、2022年4月から、支 給停止基準額を現行の28万円から高在 老と同じ47万円(2020年度額)の基準に 緩和されます。ただし、特別支給の老齢 厚生年金が支給される1961年4月1日以 前生まれ(女性は1966年4月1日以前生ま れ)の人に限られます。

また、改正法には「在職定時改定」 という仕組みの導入が盛り込まれまし た。現行の制度では、65歳からの老 齢厚生年金の受給権を取得した後に 就労した場合は、退職時か70歳到達 時に、受給権取得後の被保険者であ った期間を加えて、老齢厚生年金の額 を改定しています。

今回の改正法では、65歳以上の在職者 については、在職中であっても、毎年1回 年金額の改定を行い10月分から反映させ る在職定時改定が2022年4月から導入さ れます。これは65歳以降も働く人にとって は、就労期間が延びたことによる年金額の 増加を年単位で実感しやすくなり、特に年 金額が低い人にとっては就労による賃金と 合わせて生計を立てる際の改善につなが るということが考えられます。

このほかにも、幾つかの改正事項が予 定されています。施行時期を含めて確認し ておくようにしましょう。

#### 図表 2 年金制度改正法の主な改正事項の施行時期(公的年金編)

繰り下げ受給の上限を70歳から75歳に延長、増額率は1カ月ごとに0.7%と変わらず。 繰り上げ受給は 60 歳からで変わらず、減額率を 1カ月ごとに 0.5%から 0.4%へ変更予定 2022年 65 歳未満の在職老齢年金の減額の基準額を28万円から47万円に緩和 4月 65歳以降も厚生年金に加入する場合、在職中であっても毎年1回年金額の改定を行う在職定 時改定を導入 101人以上の企業で週20時間以上30時間未満の短時間労働者も厚生年金の加入対象に。 2022年 個人事業所の一部について適用を拡大(従業員5人以上の法律・会計事務を取り扱う士業)

51 人以上の企業で週 20 時間以上 30 時間未満の短時間労働者も厚生年金の加入対象に

14 企業年金総合プランナー 2020 第36号